

- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称）
- 地域包括ケアシステムについて

1. 介護保険制度の見直しについて

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

1 医療と介護の連携の強化等

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
- ② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設。
- ④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤ 介護療養病床の廃止期限(平成24年3月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)

2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ② 介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成24年4月実施予定)を延期。
- ③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

3 高齢者の住まいの整備等

- ① 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。
 - ② 社会医療法人による特別養護老人ホームの開設を可能とする。
- ※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進(高齢者住まい法の改正)

4 認知症対策の推進

- ① 市民後見人の養成、登録、家庭裁判所への推薦など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ② 市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

5 保険者による主体的な取組の推進

- ① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

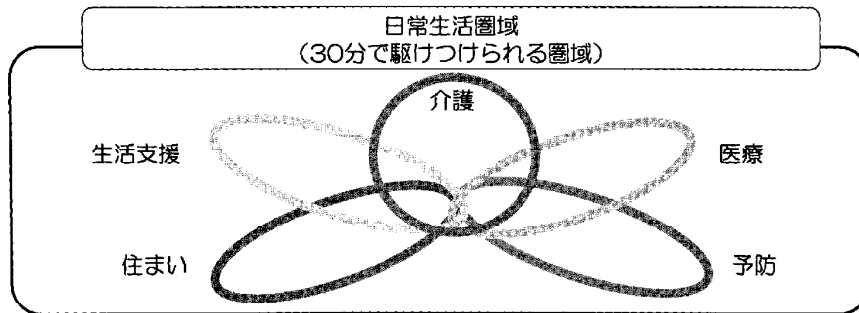
6 保険料の上昇の緩和

- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

【施行日】

- 1⑤、2②については公布日施行。その他は平成24年4月1日施行。

地域包括ケアシステムについて



【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的(利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが必須。

①医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施

②介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

③予防の推進

- ・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進

⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備(国交省と連携)

- ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高専賃を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

要介護認定有効期間の見直しについて

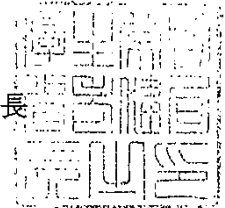


老発0310第1号

平成23年3月10日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第20号。以下「改正省令」という。）が、本日公布され、平成23年4月1日より施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴職においては、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村等の保険者への周知徹底を図られたい。

記

1 改正省令の内容

- (1) 要介護状態区分又は要支援状態区分の変更の認定に係る有効期間について（第38条及び第52条関係）

要介護状態区分又は要支援状態区分の変更の認定に係る有効期間について、市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合は、3月間から12月間まで（6月間を除く。）の範囲内で定めることができることとしたこと。

- (2) 要支援更新認定の申請であつて介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により法第27条第1項の申請とみなされたものに係る要介護認定に係る有効期間について（第38条及び第52条関係）

要支援更新認定の申請であつて法第35条第4項の規定により法第27条第1項の申請とみなされたものに係る要介護認定に係る有効期間について、市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合は、3月間から12月間まで（6月間を除く。）の範囲内で定めることができることとしたこと。

- (3) 要介護更新認定の申請であつて法第35条第2項の規定により法第32条第1項の申請とみなされたものに係る要支援認定に係る有効期間について（第38条及び第52条関係）

要介護更新認定の申請であつて法第35条第2項の規定により法第32条第1項の申請とみなされたものに係る要支援認定に係る有効期間について、市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合は、3月間から12月間まで（6月間を除く。）の範囲内で定めることができることとしたこと。

2 施行期日等

- (1) 施行期日

平成23年4月1日

- (2) 経過措置

改正省令に規定する有効期間は、平成23年4月1日以後に申請があつた要介護認定及び要支援認定について適用し、平成23年3月31日までに申請があつた要介護認定及び要支援認定の有効期間は、従前どおりとすること。

要介護認定に係る有効期間の見直しについて

1. 基本的な考え方

○「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成22年11月30日社会保障審議会介護保険部会取りまとめ)を踏まえ、要介護認定等に係る市町村の事務負担を軽減する。

2. 具体的内容

○介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)に規定する有効期間の上限の一部を以下のとおり改正する。

(具体的な対応案)

申請区分等	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間 (改正後)	設定可能な認定有効期間の範囲 (改正後)
新規申請	6カ月	3～6カ月	6カ月	3～6カ月
区分変更申請	6カ月	3～6カ月	6カ月	3～12カ月
更新申請	前回の要支援 → 今回の要支援	3～12カ月	12カ月	3～12カ月
	前回の要介護 → 今回の要介護	3～24カ月	12カ月	3～24カ月
	前回の要支援 → 今回の要介護	3～6カ月	6カ月	3～12カ月
	前回の要介護 → 今回の要支援	3～6カ月	6カ月	3～12カ月

事 務 連 絡
平成23年3月10日

各都道府県及び市区町村等介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

介護認定審査会委員テキスト 2009 改訂版の修正について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、既にお知らせしていましたが、認定有効期間の改正（平成23年4月1日施行）に伴う介護認定審査会委員テキスト 2009 改訂版について、別紙のとおり修正を行い、修正後のテキストを厚生労働省ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

（URL：http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/nintei/dl/text2009_3.pdf）

認定有効期間の見直し以外の部分についても誤字脱字等の修正を行っておりますが、現行の介護認定審査会における審査判定手順等を変更するものではありませんのでご留意下さい。

なお、本テキストは平成23年4月1日以降に受けた申請に係る審査判定から使用してください。区分変更認定を行った場合並びに要支援認定の更新申請に対し要介護認定を行った場合及び要介護認定の更新申請に対し要支援認定を行った場合の有効期間に関する経過措置については、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成23年3月10日老発0310第1号厚生労働省老健局長通知）を本日発出しましたので参照してください。

介護認定審査会委員テキスト2009改訂版 修正箇所

番	箇所	修正前	修正後	分類
1	i ページ 本文 28行目	介助の手間	介護の手間	誤字・脱字の修正
2	28ページ 図表6	困難・II 以上M	困難・II 以上かM	誤字・脱字の修正
3	30ページ 図表7 区分変更申請 設定可能な認定有効期間 の範囲	3ヶ月～6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	省令の改正に伴う修正
4	30ページ 図表7 更新申請 前回要支援→今回要介護 設定可能な認定有効期間 の範囲	3ヶ月～6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	省令の改正に伴う修正
5	30ページ 図表7 更新申請 前回要介護→今回要支援 設定可能な認定有効期間 の範囲	3ヶ月～6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	省令の改正に伴う修正
6	35～36ページ (2)要介護認定等基準時間 35ページ11行目～36ページ3行目	これらの時間は、実際のケア時間を示すものではありませんが、各行為ごとの介護の手間が相対的にどの程度かかっているかを示しており、またこれにより一次判定ソフトがどの行為により多くの介護時間を要すると判断しているかを知ることができます。	※35ページ「(2)要介護認定等基準時間」の5行目～7行目と重複するため削除	二重記載部分の削除
7	55ページ 「移動」の樹形図	認知機能	認知機能	その他の修正